

○総務省令第二十四号

有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）を実施するため、有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十九日

総務大臣 武田 良太

有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令

有線電気通信法施行規則（昭和二十八年郵政省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	<p style="text-align: center;">(電磁的方法による提出)</p> <p>第八条の二 この省令の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けなければならない電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けなければならないものとみなす。</p>
改正前	<p style="text-align: center;">(電磁的方法による提出)</p> <p>第八条の二 届出書等は、これらの書類の記載事項を記録した総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識できない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により提出することができる。</p> <p>2 前項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出する場合には、申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。</p>
<p>備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。